

商工会成長プラン評価実施要領

令和5年3月7日
秋田県商工会連合会

1 目的

- ・成果を重視した目標管理型の組織運営を強化する。
- ・「商工会成長プラン’ 22-26」（以下「プラン」という。）に掲げる施策を点検し、その結果を次年度の事業計画に反映させる。

2 評価の進め方

評価の進め方は下図のとおり。

区 分		内 容		
当該年度	3月	施策の 検証	評価シートの作成	
	4月	上旬	評価委員会 による審議	評価委員会の開催
中旬		事業の見直し ・改善		事業計画書・予算書への反映
下旬				公表
次年度	5月	評価結果の活用	施策の推進	
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			

3 評価シートの作成

(1) 目的

当該年度の活動内容及び達成状況をもとに、施策目標の達成に効果があった事業や、検討の余地がある事業を検証し、改善点を次年度事業計画に活かす。

(2) 対象

プランに掲げる施策を対象に毎年度実施する。

(3) 構成

- ・(様式1) 総括表
- ・(様式2) 評価シート

(4) 作成責任者

事務局総轄者

4 評価委員会の開催

(1) 設置

「商工会成長プラン評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、次年度事業の有効性を高めるために、幅広い視点から評価いただく。

(2) 審議事項

- ・各事業の有効性
- ・施策目標に関する検証結果の妥当性
- ・次年度への改善点

(3) 委員構成

県連合会及び商工会の評価委員会の構成は下表のとおり。ただし、商工会の実情に応じて柔軟に対応する。

No.	区 分	県 連	商工会
1	役員	担当副会長	担当副会長
2	行政	秋田県産業政策課	市町村商工担当課
3	学識経験者	中小企業診断協会	県連合会職員
4	支援機関	あきた企業活性化センター	—
5	金融機関	日本政策金融公庫	政府系・民間金融機関
6	内部識者	監事	監事

(4) 委員の委嘱及び任期

委員は、県連会長又は商工会長が委嘱し、その任期は令和9年5月までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期とする。

(5) 運営

評価委員会の招集は、県連会長又は商工会長が行い、会長が指名した委員長が議長となる。評価委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、臨時委員として、その意見を聴くことができる。

(6) 事務局

評価委員会の事務局は、県連合会及び商工会それぞれの事務局とする。

(7) 審議結果

評価委員会での審議結果は、理事会にて報告する。

5 事業計画書・予算書への反映

評価シートの内容を次年度の事業計画書・予算書へ反映し、理事会・通常総（代）会に諮る。

※施策目標を修正する場合は、事業計画書とともに通常総（代）会で諮る。

6 公表

(1) 目的

プランの取組を公表することで、施策目標の達成に責任を持つ。また、商工会活動への理解を深める。

(2) 方法

- ・ホームページ
- ・会報
- ・その他（SNS、各種会議、会員大会等）

(3) 内容

- ・（様式1）総括表
- ・（様式2）評価シート

(4) 時期

通常総（代）会終了後、速やかに公表する。